

町名地番の変更に伴う住所変更等の手続きについて（お知らせ）

この度、西尾平坂東部土地区画整理事業の換地処分に伴い、この施行地区内は土地の町名・地番が変更になります。実施日は、平成31年3月1日の換地処分公告の翌日からです。つきましては、実施日以降は、地区内にお住まいのみなさまは住所・本籍・不動産の表示等は、新しい町・丁目・地番を用いてください。また、住所・本籍が変更になる場合、ご自身で、住所変更等の手続きをしていただくものうち主なものを記載いたしましたので、下表をご覧ください、手続きをお願いいたします。

1 官公署で変更されるもの（届出の必要はありません。）

住民基本台帳(住民票)、戸籍、印鑑登録など	西尾市役所市民課
給水装置の装置場所の表示、水道料金等の納入通知書の送付先	西尾市役所水道管理課、水道整備課
不動産登記の物件の所在地の表示 ただし、所有者名義人などの住所は別途、登記申請が必要です。（下記3参照）	名古屋法務局西尾支局

2 市役所から郵送されるもの（本お知らせとは、別にお知らせします。）

名称	変更箇所	問い合わせ先	内容
住所変更通知	住所	市役所 市民課 電話 65-2101	変更後の新しい住所を記載した「住所変更通知」を送付します。
子ども医療費受給者証 障害者医療費受給者証 母子家庭等医療費受給者証 精神障害者医療費受給者証 後期高齢者福祉医療費受給者証	住所	市役所 保険年金課 電話 65-2106	・各受給者証
国民健康保険被保険者証	住所	市役所 保険年金課 電話 65-2103	・被保険者証 ・各認定証 ・高齢受給者証
後期高齢者医療被保険者証	住所	市役所 保険年金課 電話 65-2105	・被保険者証 ・各認定証
介護保険被保険者証	住所	市役所 長寿課 電話 65-2118	・被保険者証 ・各認定証

3 ご自身で手続きをしていただくもの（主なもの）

このような事？ (事項)	だれが？ (該当者)	どこへ？ (申請・届出先、問い合わせ先)	何を持って？ (必要な書類等)	いつまでにするか？ (必要な手続きの期限、内容)
在留カード又は特別永住者証明書	在留カード又は特別永住者証明書をお持ちの方	市役所 市民課、各支所 電話 65-2102	・在留カード又は特別永住者証明書	希望される方は手続きをしてください。
住民基本台帳カード	住民基本台帳カードをお持ちの方	市役所 市民課、各支所 電話 65-2101	・住民基本台帳カード	すみやかに手続きをしてください。
マイナンバーカード	マイナンバーカードをお持ちの方		・マイナンバーカード	
マイナンバーの通知カード	通知カードをお持ちの方		・通知カード ・本人確認書類(免許証など)	
国民年金・厚生年金 (高齢・障害・遺族等)	年金を受給している方で 日本年金機構からの送付先が住民票と異なるところに設定されている方	市役所 保険年金課 電話 65-2104 日本年金機構 刈谷年金事務所 住所 刈谷市寿町1丁目401 電話 0566-21-2110	・市役所保険年金課にある変更届に必要事項を記入して投函してください。	すみやかに手続きをしてください。
西尾市障害者扶助料	扶助料を受給している方	市役所 福祉課 電話 65-2113	・印鑑(認印可、シャチハタ不可) ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は福祉課までお問い合わせください。	すみやかに手続きをしてください。
身体障害者手帳	各手帳をお持ちの方		・手帳 ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は福祉課までお問い合わせください。	
療育手帳	各受給者の方		・手帳 ・印鑑(認印可、シャチハタ不可)	
在宅重度障害者手当 特別障害者手当 障害児福祉手当			・印鑑(認印可、シャチハタ不可)	
精神障害者保健福祉手帳	手帳をお持ちの方	市役所 福祉課 電話 65-2115	・手帳 ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ※代理申請の場合は福祉課までお問い合わせください。	すみやかに手続きをしてください。
自立支援医療受給者証(精神通院)	各受給者証をお持ちの方	市役所 福祉課 電話 65-2113	・自立支援医療受給者証 ・本人のマイナンバー ・来庁者の本人確認書類 ・印鑑(認印可、シャチハタ不可) ※代理申請の場合は福祉課までお問い合わせください。	
”(更生医療・育成医療)		市役所 福祉課 電話 65-2115	・各受給者証 ・印鑑(認印可、シャチハタ不可)	
地域生活支援事業受給者証 障害福祉サービス受給者証 特別児童扶養手当 児童扶養手当 遺児手当	受給者の方	市役所 子育て支援課 電話 65-2109	・各手当証書(支給停止者を除く) ・印鑑(認印可、シャチハタ不可) ・印鑑(認印可、シャチハタ不可)	すみやかに手続きをしてください。
障害児通所受給者証	受給者証をお持ちの方	不動産の所在地を管轄する法務局 ※ 詳細については 名古屋法務局西尾支局 住所 西尾市熊味町南十五夜60 電話 57-2622	・受給者証 ・印鑑(認印可、シャチハタ不可)	期限はありませんので、必要なときに所有者名義人等の住所の変更登記申請をしてください。 なお、換地処分公告に伴う登記事務停止が解除されるまで、申請はできません。
土地・建物等(不動産登記) 不動産所有者の表示変更登記 抵当権者等の表示変更登記	施行地区内に住所がある方で、土地・建物を所有している方 登記簿に、抵当権・地上権・借地権・仮登記等の権利者として登録している方		・登記申請書、印鑑 ・名称・地番変更証明書(個人)	
会社など(商業・法人登記)	町名変更が実施された結果、登記の内容に変更が生じた法人の代表者		本店及び支店を管轄する法務局 ※ 詳細については 名古屋法務局岡崎支局 住所 岡崎市羽根町字北乾地50-1 岡崎合同庁舎内 電話 0564-52-6415	
法人の本店(主たる事務所)若しくは支店(従たる事務所)に係る変更変動 役員の住所変更		2週間以内にに変更登記が必要です。		
自動車等運転免許証	自動車等の運転免許証をお持ちの方	愛知県警西尾警察署(仮庁舎) 住所 熊味町北十五夜2番地1 電話 57-0110	・運転免許証 ・名称・地番変更証明書(個人)	すみやかに住所変更の手続きをしてください。 本籍変更には、住民票(本籍地入り)が必要になる場合があります。
金融機関等	通帳等をお持ちの方	お取引のある金融機関等	金融機関等へお問合せください。	
許可書等	許可書等をお持ちの方	許可権者等へお問合せください。		
電気会社 電話会社 ガス会社等	お取引のある方	各社へお問合せください。		

【注意】 個々の状況により、これら以外にも手続きが必要な場合がございます。

- 証明書の発行について (1) 名称・地番変更証明書(個人)は、市役所市民課、各支所にて無料で発行します。
- (2) 名称・地番変更証明書(法人)は、市役所都市計画課にて無料で発行します。